

NC - ETC カード特約

第1条（定義）

本特約における次の用語は、以下の通りの定義で用います。

- 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、若しくは地方道路公社又は都道府県市町村など道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち「株式会社ほくせん」（以下「当社」という）が加盟する料金決済契約者とETC 決済契約を締結した事業者をいいます。
- 「ETC システム」とは、道路事業者所定の料金所においてETC 利用者がETC カード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
- 「ETC カード」とは、道路事業者が運営するETC システムにおいて利用される通行料金支払いのための専用カードをいいます。
- 「車載器」とは、ETC 利用者がETC システム利用のため車輦に設置する通信を行うための装置をいいます。
- 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する装置をいいます。

第2条（ETC カードの貸与と取扱い）

- 当社は、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」という)の会員が、本特約及び会員規約を承認の上所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方（以下「会員」という）に対し、ETC カードをカードに追加して発行し貸与します。
- ETC カードの所有権は当社に属し、ETC カード表面に印字された会員本人以外は使用できないものとします。
- 会員は、ETC カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、ETC カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならないものとします。

第3条（ETC カードの利用）

- 会員は、道路事業者所定の料金所において、所定の方法で通過することにより、ETC カードを通行料金の支払い手段とすることができるものとします。

- 会員は、前項にかかわらず道路事業者所定の料金所において、通行料金の支払いに際し、ETC カードの提示を求められた場合には、これを提示するものとします。

第4条（カード発行手数料）

会員は、当社に対し、当社所定のETC カード発行手数料(新規発行時・更新時・再発行時)を当社所定の方法により支払うものとします。なお、支払済のETC カード発行手数料は脱会等の理由の如何を問わず返還しないものとします。

第5条（利用代金の支払い）

会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して、カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第6条（利用可能枠）

ETC カードは、カードの利用可能枠の範囲内で利用できるものとします。但し、会員がカードの利用可能枠を越えてETC カードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第7条（利用疑義）

利用代金の請求は、道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

第8条（ETC カードの紛失・盗難等）

ETC カードの紛失・盗難等により他人に不正利用された場合には、会員規約の「ほくせんカード会員保障制度」に関する規定を適用するものとします。但し、ETC カードを車内に放置していた場合には、紛失・盗難等について重大な過失があったものとみなします。

第9条（ETC カードの有効期限）

- ETC カードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETC カード表面に記載した月の末日までとします。
- ETC カードの有効期限までにカード及びETC カードの退会の申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新したETC カードを発行し貸与します。
- 当社が定める一定の期間ETC カードの利用がない場合は、当社の判断により更新しないものとします。なお、その場合でもETC カードの有効期限内に利用したときのお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

第10条（退会及び会員資格の喪失等）

- 会員は、当社あてに所定の退会手続きをすることにより、ETC カードの退会を申し出ることができます。
- 当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格の喪失の措置をとることができるものとします。
 - 会員が会員規約に基づく会員資格を喪失した場合。
 - 会員が本特約及び会員規約に違反したり、ETC カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。
- 会員がカードを退会する場合には、ETC カードも同時に退会になるものとします。
- 会員がETC カードを退会する場合には、ETC カードを返却するものとします。

第11条（ETC カードの再発行）

- ETC カードの再発行は、当社所定の届出用紙を提出していただき、当社が適当と認めた場合に限り行います。
- ETC カードの再発行によりETC カードの会員番号が変更となった場合、道路事業者が実施する登録型割引制度を利用する会員は、自らの責任で、道路事業者所定の会員番号変更手続きを行うものとし、当該変更手続きが完了するまでの間、ETC カードの利用が割引対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当社は、ETC カードの利用が割引対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第12条（利用停止措置）

当社は、会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合、又はETC カード若しくはカードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合は、会員に通知することなくETC カードの利用停止措置をとることができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。当社は、ETC カードの利用停止措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第13条（道路事業者への情報提供）

会員は、当社が妥当と判断した場合に、道路事業者に対し必要な範囲で会員の情報を提供することをあらかじめ承諾するものとします。

第14条（免責）

- 当社は、会員に対し事由のいかんを問わず道路上又は料金所での事故、ETC システム及び車載器に関する紛議に関し、

これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

- 会員は、車輦の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETC カードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、ETC カードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。
- 当社は、ETC カードの機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。

第15条（特約の変更）

会員は、本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、又は新特約を送付した後にETC カードを利用したときは、変更事項又は新特約を承認したものとみなします。

第16条（ETC システム利用規程の遵守）

会員は、道路事業者が別途定めるETC システム利用規程を遵守し、ETC カードを利用するものとします。

第17条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

（2018年12月改定）

株式会社 ほくせん

〒060-8565 札幌市中央区南2条西1丁目3番地

電話番号 011-261-6101